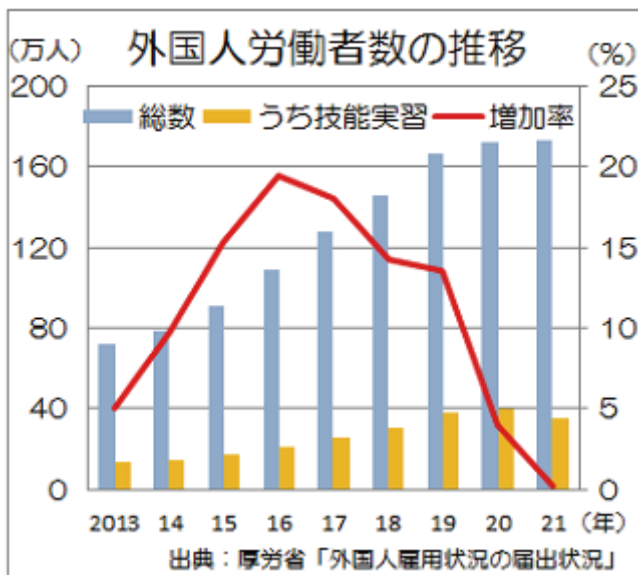


「技能実習・特定技能」の入国緩和と制度見直しの行方

厚生労働省が発表した2021年10月末現在の「外国人雇用状況」(届け出)によると、外国人労働者数は172万7221人(前年比0.2%増)で、届け出が義務化された07年以降で過去最高を更新しました。ただし、一昨年から続く新型コロナウイルス感染拡大の影響で、2015年から続いていた2ケタ台の大幅増が2年連続でストップ。21年はコロナ初年の20年とほぼ横ばいとなり、「技能実習」は初めて減少しました。コロナ禍による入国制限は国内のあらゆる産業に著しい影響を及ぼしており、政府は段階的な制限緩和に向けた方策を3月から開始するとともに、「技能実習」と「特定技能」の両制度の見直し議論をスタートさせました。

現在の外国人労働者を巡る状況と特徴をみてみると、まず、外国人を雇用している事業所は過去最高の28万5080カ所にのびりました。このうち、**労働者派遣・請負事業を行っている事業所数は1万9226カ所、その事業所で就労する外国人労働者数は34万3532人で、それぞれ事業所数全体の6.7%、外国人労働者数全体の19.9%を占めています。**

在留資格別では「身分に基づく在留資格」(永住者、日本人の配偶者など)が最多の58万328人、全体の33.6%で最多。次いで、「専門的・技術的分野」が39万4509人、「技能実習」が35万1788人と続きます。コロナ禍の特徴としては、「技能実習」が前年に比べて12.6%減少したことです。ただ、コロナ禍の特例措置で、「技能実習」の期間を終えても「特定活動」という資格で残ることができたり、「特定技能」に移行したりするケースも見られ、それが入国制限の中にあっても全体の人数が「横ばい」となった理由です。



さて、技能実習制度は1993年に導入され、企業で活用されています。この間、入国管理法や労働関係法令の違反が絶えず、国内外から人権上の批判も挙がる一方で、時代に合わせた対象職種の拡大や実習期間の延長を求める要望が相次

いでいます。「問題の解消」と「制度の拡充」の両面を並走させる手段として、政府は2017年11月に新法となる「外国人技能実習適正実施法」を施行。制度の仕組みは踏襲するものの、技能実習生の受け入れにあたって重要な役割を担う監理団体を許可制としたほか、在留期間を最大3年から5年に延長するなどの方策をとりましたが、問題点の解消には至っていません。

一方で、実態としては「技能実習」に変わる方策として2019年4月に創設した新たな在留資格「特定技能」は、スタートから丸3年を迎えます。転職自由などが受け入れ企業の足かせとなり、コロナ禍とは別な理由で伸び悩んでいます。

こうした実情を踏まえ、**古川禎久法相は2月、「技能実習」と「特定技能」の両制度のあり方を検討する勉強会を設置しました。**外国人労働力が不可欠な現実を直視しつつ、迎えるうえでの環境整備と職種拡大などの弾力運用という「規制強化と緩和」の両面を検討します。

古川法相は見直しに関する現時点のスタンスとして、「具体的な見直しの方向性や終了時期は設定していない。制度の賛否を含めて多様な意見や指摘があることは承知しており、勇気を持って、誠実さを持って改めていく」と話しています。このように、**外国人労働者の受け入れ拡大を目指す政府は、両制度の難点を再び見直すことで、批判の多い現状を打開したい考えです。**

「男性版産休」導入など5つの制度改革、4月から順次施行

政府は、育児介護休業法を改正して男性の育休取得を促進します。4月から5つの改正が順次施行となる運びです。5つの改正の概要と施行期日を整理すると、①企業による環境整備・個別の周知義務付け(4月)②有期雇用の取得要件緩和(4月)③男性版産休の制度導入(10月)④育児休業の分割取得(10月)⑤取得状況の公表義務付け(来年4月)——となります。

このうち、③の男性版産休の制度導入とは、男性の育児休業取得促進のため、子の出生直後の時期に柔軟な育児休業の枠組みを創設するもので、子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能とします。就業規則の変更も必要となるだけに、4月を皮切りに計画を立てて進めていく必要があります。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース



製造請負優良適正事業者 第 2010001(04) 号
令和元年度厚生労働省受託事業
請負事業適正化・雇用管理改善推進事業
製造請負優良適正事業者認定制度

株式会社 平山 TEL:03-5783-3571 (代) <http://www.hirayamastaff.co.jp>
東京本社：〒108-0075 東京都港区港南 1-8-40 A-PLACE 品川 6階

